

令和 7 年度 特別支援教育就学奨励 の申請について

恵庭市教育委員会

恵庭市では、経済的な理由により小・中学校への就学が困難と認められる世帯に対し、学用品費・給食費など、学校に必要な経費を一部援助する「特別支援教育就学奨励制度」を設けています。

現在、就学奨励を受けている方も、新たに申請書を提出する必要があります。

【収入の変化等により認定されない場合があります】

ア. 対象となる世帯(次の条件を全て満たす必要があります)

- 【1】小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒がいる世帯。
【2】就学援助制度(要保護・準要保護)の認定基準に当てはまらない世帯。
【3】世帯全員(血縁の有無に関わらず、現在同居している全員)の令和6年1月～12月の収入合計金額が限度額を下回る世帯。

世帯構成例 ※同居している方全員を、同一世帯(同一生計)として取り扱います。	目安となる年間収入 (給与収入のみの世帯の場合)
親(30歳)子(8歳)	約465万円
親(35歳)親(35歳)子(10歳)	約610万円
親(41歳)親(39歳)子(14歳)子(11歳)	約775万円
親(40歳)親(36歳)子(13歳)子(10歳)子(5歳)	約860万円
親(37歳)親(35歳)子(11歳)子(8歳)子(6歳)子(4歳)	約935万円

※限度額は、世帯構成・年齢等により変動します。

※二世帯住宅・間借り等は基本的に「同居」とみなします。ただし、生計が別である場合は、「証明する書類」を提出願います。
証明する書類:「それぞれの同年同月の電気・ガス・水道料金の検針票または領収書(契約者が確認できるもの)」の写し(コピー)

イ. 提出書類

1. 就学援助申請書
2. 申請書に記入していただいた振込指定口座にかかる通帳の写し(銀行名、支店名、口座番号、名義人が分かるもの)
3. 収入に関する書類(同居している全員分) ※書類は返却しませんので、必ず写し(コピー)を提出願います
※書類に不備がある場合、再提出をお願いすることとなります。

①	給与収入のみの方	令和6年分 源泉徴収票の写し
②	給与以外の収入がある方	令和6年分 確定申告書の写し
③	①、②以外の方 住民税申告をした方・令和6年に収入がない方	令和7年度 市民税・道民税申告書の写し 【6月以降申請する方】令和7年度 所得・課税証明書(令和7年6月以降に各市町村で発行します。)
④	以下の給付金を受給している場合 ① … 失業している方 : 雇用保険受給者証の写し(失業給付金を受給している方) ② … ひとり親世帯 : 児童扶養手当受給証書の写し ③ … 年金受給の方 : 国民年金・遺族年金・障害年金等の各種年金受給証明書または振込み通知書の写し ④ … 特別児童扶養手当制度に該当している方 : 特別児童扶養手当受給書の写し	

ウ. 提出先・提出期限・結果送付時期

※一番年長のお子様が在学する小・中学校へ提出願います。(教育委員会窓口でも受け付けます。)

	提出先	提出期日
小・中学生どちらかの世帯	在学している小・中学校	令和7年3月7日(金)
小・中学生両方の世帯	在学している中学校	
新中学1年生が年長の世帯	在学している小学校	
新小学1年生が年長の世帯	入学を予定している小学校	入学式まで
結果送付時期	提出期日までに申請した世帯は、6月中に各申請者宛に結果を郵送します ※認定された場合は「4月認定」となります ※郵送前に結果に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承願います ※書類内容の不備や提出書類の不足等があった場合は、再提出等に時間を要するため通知が遅くなることがあります	

年度途中の申請・変更
【新規】申請は随時受け付けます。認定された場合、書類を提出した月が「認定月」となります。
【変更】世帯人数の変更などがあった場合、再審査が必要となります。詳細は裏面にある連絡先にお問い合わせ願います。

 給食費については審査結果が届くまでは学校が指定する金額のお支払いをお願いします。認定された世帯にはお支払い済みの給食費の半額を後日支給(返金)します。(審査結果送付以降は給食費のお支払い額が半額になります。)

●申請の際は、世帯の状況(住所、世帯員など)を正しく届け出て下さい。

申請内容に疑義がある場合は、同居人の有無などを詳しく調査・確認したり、住居の契約書写しなど、実態を証明する書類を求めたりすることがあります。

特別支援教育就学奨励の認定を受けた後に、世帯の実態が就学奨励の対象に該当しないことが判明した場合は、認定を取り消したり、支給金品を返還いただく場合があります。

◆◆◆裏面もご覧ください◆◆◆

工. 援助の種類

- ・申請書に記載された指定口座へ振り込みます。
- ・費目によって、学校長口座等に直接振り込まれるものもあります(「支給時期」の欄参照)。

費目	援助対象	支給額等	支給時期	通知 郵送
学用品費	全ての小学生	5,820円 (途中認定時: 485円/月)	6月下旬: 学校長口座に教育 諸費相当分を振込 3月下旬: 差額を保護者に支給	
	全ての中学生	11,370円 (途中認定時: 948円/月)		
通学用品費	小学2～6年生・中学2～3年生	1,135円 (途中認定時: 95円/月)	3月下旬	
新入学用品費	小学1年生 (4月認定のみ)	28,530円 ※通学用品費を含みます。	6月下旬	
	中学1年生 (4月認定のみ)	31,500円 ※通学用品費を含みます。		
修学旅行費	修学旅行に参加した小・中学生 (修学旅行実施日までに認定)	実費の半額 ※おみやげ・おやつ代など、対象外の経費があります。	実施から 3ヵ月以内	○
校外活動費	校外活動に参加した小・中学生 (校外活動実施日までに認定)	経費の一部(交通費・見学費)について 小学生・・・800円を上限とする額 中学生・・・1,155円を上限とする額	実施から 3ヵ月以内	○
校外活動費 (宿泊学習)	宿泊学習に参加した小・中学生 (宿泊学習実施日までに認定)	経費の一部(交通費・見学費)について 小学生・・・1,845円を上限とする額 中学生・・・3,105円を上限とする額	実施から 3ヵ月以内	○
学校給食費	全ての小・中学生	実費の半額(認定月より) ※認定月以降に徴収した給食費がある場合は、 保護者口座へ徴収した金額の半額を支給(返金)します。	随時(給食センター に直接振込)	
体育実技用具費	小学1・4年生および中学1年生 (12月までに認定) ※スキー・スケート・柔道のうち、 いずれかの授業がある	小学生(スケート授業あり)・・・5,905円 小学生(スキー授業あり)・・・13,250円 中学生(スキー授業あり)・・・19,015円 中学生(柔道授業あり)・・・1,900円を上限とする額 ※授業科目が重複する場合は、支給額が高いもののみとなります。	12月中旬	
PTA会費	全ての小・中学生 ※世帯ごと(長子への支給)	経費の一部について 500円を上限とする額 ※支給時期後に認定の世帯は、原則保護者口座へ 支給します(随時)。	8月下旬 (学校長口座 に直接振込)	
生徒会費	全ての中学生	経費の一部について 500円を上限とする額 ※支給時期後に認定の世帯は、原則保護者口座へ 支給します(随時)。	8月下旬 (学校長口座 に直接振込)	
クラブ活動費	部活動に加入している、および 部活動後援会費を負担している中学生	経費の一部について 2,500円を上限とする額	11月下旬	○

◆◇問い合わせ先◇◆

恵庭市教育委員会教育総務課
※申請書は恵庭市ホームページからも
印刷できます。
<https://www.city.eniwa.hokkaido.jp>

TEL: (0123) 33-3131 (内線 1622)

FAX: (0123) 33-3137

E-mail: kyouisoumu@city.eniwa.hokkaido.jp